

自治振興基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 16 号

自治振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

自治振興基金条例施行規則（昭和 46 年岩手県規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別利率等)</p> <p>第 4 条 条例第 6 条第 1 項第 1 号イ及びウの規則で定める率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第 6 条第 1 項第 1 号イ及びウに係る資金（次号から第 4 号までに掲げるものを除く。） 資金の貸付けを行った日における財政融資資金法（昭和 26 年法律第 100 号）第 10 条第 1 項の規定により地方債に運用されている財政融資資金の貸付期間に応じた貸付利率（固定金利に係る貸付利率に限る。）に対応する率（以下「財政融資資金貸付利率」という。）に 2 分の 1 を乗じて得た率（以下「特別利率」という。その率が 3.5 パーセントを超えるときは 3.5 パーセント、2.0 パーセント未満のときは 2.0 パーセント（資金の貸付けを行った日における財政融資資金貸付利率が 2.0 パーセント未満のときは、当該財政融資資金貸付利率））</p> <p>(2) 条例第 6 条第 1 項第 1 号アの過疎地域、準過疎地域、<u>辺地その他知事が必要と認める地域（以下「過疎地域等」という。）</u>に係る<u>条例第 5 条第 3 項に規定する個性豊かな地域づくり推進事業（以下「個性豊かな地域づくり推進事業」という。）</u>に係る資金（第 4 号に掲げるものを除く。） 特別利率に 2 分の 1 を乗じて得た率（その率が 3.5 パーセントを超えるときは 3.5 パーセント、<u>1.5 パーセント未満のときは 1.5 パーセント</u>（資金の貸付けを行った日における財政融資資金貸付利率が 1.5 パーセント未満のときは、当該財政融資資金貸付利率））</p> <p>(3) <u>過疎地域等以外の地域に係る個性豊かな地域づくり推進事業のうち、夢県土創造プロジェクト推進事業（岩手県総合計画に掲げる夢県土創造プロジェクトを推進する事業として特に知事が認めるものをいう。以下同じ。）</u>に係る資金 特別利率（その率が 3.5 パーセントを超えるときは 3.5 パーセント、<u>1.5 パーセント未満のときは 1.5 パーセント</u>（資金の貸付けを行った日における財政融資資金貸付利率が 1.5 パーセント未満のときは、当該財政融資資金貸付利率））</p> <p>(4) <u>過疎地域等に係る個性豊かな地域づくり推進事業のうち、夢県土創造プロジェクト推進事業に係る資金</u> 特別利</p>	<p>(特別利率等)</p> <p>第 4 条 条例第 6 条第 1 項第 1 号イ及びウの規則で定める率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第 6 条第 1 項第 1 号イに係る資金及び同号ウに規定する冷害対策事業に係る資金 資金の貸付けを行った日における財政融資資金法（昭和 26 年法律第 100 号）第 10 条第 1 項の規定により地方債に運用されている財政融資資金の貸付期間に応じた貸付利率（固定金利に係る貸付利率に限る。）に対応する率（以下「財政融資資金貸付利率」という。）に 2 分の 1 を乗じて得た率（以下「特別利率」という。その率が 3.5 パーセントを超えるときは 3.5 パーセント、2.0 パーセント未満のときは 2.0 パーセント（資金の貸付けを行った日における財政融資資金貸付利率が 2.0 パーセント未満のときは、当該財政融資資金貸付利率））</p> <p>(2) 条例第 5 条第 3 項に規定する<u>県北沿岸振興事業</u>に係る資金 特別利率に 2 分の 1 を乗じて得た率（その率が 3.5 パーセントを超えるときは 3.5 パーセント、<u>1.0 パーセント未満のときは 1.0 パーセント</u>（資金の貸付けを行った日における財政融資資金貸付利率が 1.0 パーセント未満のときは、当該財政融資資金貸付利率））</p>

率に2分の1を乗じて得た率（その率が3.5パーセントを超えるときは3.5パーセント、1.0パーセント未満のときは1.0パーセント（資金の貸付けを行った日における財政融資資金貸付利率が1.0パーセント未満のときは、当該財政融資資金貸付利率））

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に自治振興基金条例(昭和46年岩手県条例第22号)の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。